

○愛知県道路公社設計変更事務取扱要領

制 定 平成 22 年 4 月 1 日

最終改正 平成 31 年 2 月 1 日

(目的)

第 1 この要領は、別に定めるもののほか、設計内容の変更（以下「設計変更」という。）及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、もって事務の簡素化と合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 設計変更とは愛知県道路公社工事の請負契約等の取扱いに関する細則第 15 条第 1 項の規定による「契約内容の変更」により元設計を変更することをいい、本要領第 5 の規定により、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に通知することを含むものとする。

(設計変更理由)

第 3 設計変更は、愛知県道路公社工事請負契約約款及び愛知県道路公社工事関係委託業務契約約款（以下「契約約款等」という。）に規定する事項、又は、特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、次に掲げる理由により元設計を変更する必要がある場合に行う。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの。

- ア 自然現象、その他不可抗力による場合
- イ 他事業及び施工条件等に関連する場合
- ウ 地元調整等の処理による場合
- エ 安全対策に基づく場合（交通誘導警備員、仮設工等）

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの。

- ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
- イ 地盤支持力の確認に基づく場合
- ウ 土質・地質の確認に基づく場合
- エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
- オ 建設リサイクル法等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
- カ 諸経費調整に基づく場合
- キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
- ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
- ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合

(3) 事業の進捗を図るもの。

2 前項の語句の定義

(1) 前項(1)イについて

「他事業」とは、他機関、公益事業者等の現に実施中、又は計画中の事業をいうものとする。

(2) 前項(1)ウについて

円滑な事業実施上やむを得ない場合で、かつ、合理的なものでなければならない。

なお、「地元調整等」とは、地域住民の要望をはじめ、公安委員会等の他機関、公益事業者等の要望を含むものとする。

(3) 前項(3)について

本項は、設計額と契約額との差額(いわゆる執行残)、又はやむを得ない理由により執行困難となった用地買収費、補償費等の経費を年度末近くにおいて別途に発注すべきいとまがない場合において、当該予算が計上された主旨に沿って既発注工事の事業的効果あるいは投資効果を促進するため、増工する場合等をいうものである。

なお、本項による増工が認められるのは、原則として継続事業であって、なおかつ既発注工事と工種・工法が基本的に異なるものであること。

(設計変更による契約変更の範囲)

第4 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセント以内(別途発注することが妥当な場合を除く)の場合。

ただし、30パーセントを超えるものであっても、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合については、契約変更することができるものとする。

なお、「30パーセント」という範囲は、契約変更が2回、3回と重なることがあっても、当初契約金額に対する各回毎の累計概算増減額がこの範囲を超えてはならない。

(2) 設計変更により現契約金額を減額する場合。

2 諸経費調整を伴う設計変更の場合は、諸経費調整後の契約金額をもって「当初契約金額」と読み替える。

(設計変更の手続)

第5 設計変更はその必要が生じた都度、理事長が行わなければならない。

ただし、次に掲げる(1)から(3)のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。

(1) 工事施工前に数量が定まらないもの。

(2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの。

(3) 受注者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの。(第三者への影響があるもの)

- 2 理事長は当該変更の内容を設計変更通知書（別紙1（様式3号））に整理し、受注者に対し設計変更内容を通知しなければならない。
- 3 事前に契約約款等に基づく受注者から条件変更確認請求通知書（別紙2（様式1号））の提出があった場合は、理事長は調査を行ったうえ調査結果を受注者へ条件変更確認通知書（別紙3（様式2号））により回答するものとする。
- 4 受注者に対し設計変更通知書及び条件変更確認通知書を通知するに当たり、事業部長の承認を得る必要がある変更内容については別途定めるものとする。
- 5 第6第1項の軽微な変更等に関する設計変更通知を行う際に、併せて打合簿（別紙4（様式4号））を通知するものとする。

（契約変更の手続）

第6 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。

ただし、次に掲げる（1）から（3）のいずれかの条件を満たす変更、又は（4）から（6）の条件を全て満たす軽微な変更（「軽微な変更等」と称す。）は、当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。

- （1）工事施工前に数量が定まらないもの。
 - （2）防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの。
 - （3）受注者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）。
 - （4）工種（レベル2）（建築工事に当たっては、種目）の追加を伴わない変更。
 - （5）累計概算増減額が当初契約金額の20パーセント未満かつ6,000万円未満のもの。
 - （6）1種別（レベル3）（建築工事に当たっては、科目）の変更金額が3,000万円未満かつ30パーセント未満、もしくは900万円未満のもの。
- 2 契約変更に伴う変更予算執行書に添付する設計変更理由書には、本要領第3の「設計変更理由」に該当する項目を明記し、併せて具体的な理由を記述しなければならない（該当する事項が2以上となる場合も同様とする。）。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。